

熊本県公報

号外 第 3 7 号
平成 27 年 7 月 13 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	4
○熊本県職員等退職手当支給条例及び熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	4
○熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	(総務事務センター)	4
○熊本県手数料条例及び熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	5
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	5
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(企業立地課)	6
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	8
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(〃)	9
○熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(高齢者支援課)	9
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(子ども未来課)	10
○熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	10
○熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(消費生活課)	10
○熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例	(農村計画課)	11

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等による医療法、医療法施行令等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第10号関係)
 - 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第43号関係)
 - 3 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくフロン類の排出の抑制に係る助言に関する事務について、熊本市が処理することとした。(別表第62号関係)
 - 4 その他規定の整理を行うこととした。(別表第14号、第43号関係)
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、平成27年8月1日から施行することとした。
- ◇熊本県職員等退職手当支給条例及び熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 1 熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正【第1条】
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条関係)
 - 2 熊本県職員等の再任用に関する条例の一部改正【第2条】
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(附則第2項関係)
 - 3 この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。

◇熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用することとした。

◇熊本県手数料条例及び熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県手数料条例の一部改正【第1条】
住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部改正【第2条】
住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(目次、第2章一第5章関係)
- 3 この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
 - (1) 県民税
 - ア 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないこととした。(第27条関係)
 - イ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者としてこととした。(第38条の14関係)
 - (2) 事業税
 - 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の税率は、次のとおりとすることとした。(第41条、附則第18条関係)
 - ア 付加価値割 100分の0.96(現行100分の0.72)
 - イ 資本割 100分の0.4(現行100分の0.3)
 - ウ 所得割
 - (ア) 所得のうち年400万円以下の金額 100分の2.5(現行100分の3.1)(地方法人特別税創設に伴う特例適用後100分の0.9(現行100分の1.6))
 - (イ) 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の3.7(現行100分の4.6)(地方法人特別税創設に伴う特例適用後100分の1.4(現行100分の2.3))
 - (ウ) 所得のうち年800万円を超える金額 100分の4.8(現行100分の6)(地方法人特別税創設に伴う特例適用後100分の1.9(現行100分の3.1))
 - (3) 地方消費税
特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課すこととした。(第48条の3関係)
 - (4) 自動車税
 - ア 幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、専ら通学通園の用に供するバスの自動車税の税率の特例措置を講ずることとした。(第101条関係)
 - イ 幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、専ら児童の送迎の用に供するバスの自動車税の減免措置を講ずることとした。(第109条関係)
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。(第26条、第37条関係)
- 2 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】
 - 1 (3)に伴い、地方消費税の税率の78分の22(消費税率換算2.2パーセント)への引上げに係る経過措置に関し、所要の規定の整理を行うこととした。(附則第3項関係)
 - 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 1(4) 公布の日
 - (2) 1(3)及び2 平成27年10月1日
 - (3) 1(1) 平成28年1月1日
 - 4 1(4)は、平成27年4月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 次の2条例について、山村振興法及び半島振興法の一部改正、山村振興法第十

四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行等による地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用期限の延長等が行われたことを踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 熊本県工場等設置奨励条例【第1条】
- (2) 熊本県税特別措置条例【第2条】
- 2 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例の規定及び第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、平成27年4月1日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の対象となる社会福祉施設等に第一号通所事業を行う事業所を追加することとした。(第2条関係)
- 2 介護保険法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条、附則第3項関係)
- 3 この条例は、平成27年9月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 食品表示基準の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第1関係)
- 2 公衆衛生上講ずべき措置の基準及び食品の自動販売機に係る基準のうち食品の表示に関する基準を削ることとした。(別表第1、別表第2関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の3条例について、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第3条】
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第38条、第54条、第61条、第107条関係)
- 2 乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができることとした。(附則第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県消費者行政活性化基金条例の失効の期限を延長し、平成30年12月31日とすることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第10号事務の欄中「(12)から(27)まで及び(30)から(32)まで」を「(6)から(21)まで及び(23)から(25)まで」に改め、同欄(2)を削り、同欄(3)中「及び第16条ただし書」を削り、同欄(3)を同欄(2)とし、同欄(4)を削り、同欄(5)を同欄(3)とし、同欄(6)中「命令」の次に「(病院に係るものを除く。）」を加え、同欄(6)を同欄(4)とし、同欄(7)から(9)までを削り、同欄(10)中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、「ものについては病院に係る」を削り、同欄(10)を同欄(5)とし、同欄中(11)を削り、(12)を(6)とし、(13)から(27)までを6ずつ繰り上げ、(28)を削り、(29)を(22)とし、(30)から(32)までを7ずつ繰り上げ、同表第14号事務の欄中「第60号」を「第61号」に改め、同表第43号事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同欄(2)、(3)、(7)及び(8)中「以下」の次に「この号において」を加え、同表第62号事務の欄(4)ア中「指導」の次に「及び助言」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第62号の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例及び熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第40号

熊本県職員等退職手当支給条例及び熊本県職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

(熊本県職員等の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の再任用に関する条例（平成12年熊本県条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第41号

熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第6号中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1

項に規定する教育長
 第1条第4項第2号ア中「第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項」
 を「第18条第2項」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エ
 の次に次のように加える。

オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法
 律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第
 1項に規定する教育長

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職
 年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎と
 なるべき在職期間との通算に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

熊本県手数料条例及び熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公
 布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第42号

熊本県手数料条例及び熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 （熊本県手数料条例の一部改正）

第1条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第492号の2中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」
 に改める。

（熊本県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次の
 ように改正する。

目次中「第4章 情報提供手数料（第14条・第15条）」を「第4章 雑則（第1
 4条）」に改める。

第2条中「第30条の7第4項第2号」を「第30条の13第1項」に、「同号」を
 「同項」に改める。

第3条中「第30条の7第4項」を「第30条の13第1項」に、「保存期間に係る
 本人確認情報」を「知事保存本人確認情報（法第30条の6第3項の規定により知事が
 保存する本人確認情報（同条第1項に規定する本人確認情報をいう。）であって同条第
 3項の規定による保存期間が経過していないもの（法第7条第8号の2に規定する個人
 番号を除く。）をいう。第6条において同じ。）」に改め、「（同項第2号に掲げる場
 合における提供に限る。）」を削る。

第4条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第5条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に改め、「及び」の次
 に「同項に規定する条例で定める」を加える。

第6条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る
 本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改める。

第7条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第4章を削る。

第5章中第16条を第14条とし、同章を第4章とする。

附 則

- この条例は、平成27年10月5日から施行する。
- 第2条の規定による改正前の熊本県住民基本台帳法施行条例第14条に規定する情報
 提供手数料であって、この条例の施行の際まだ収受されていないものについては、なお
 従前の例による。

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第43号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
 第26条第3項中「ついては、」の次に「法第23条第1項第18号に規定する」を
 加え、「（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」を削る。

第27条第2項に次のただし書を加える。
 ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第37条第4項中「場合を除く。」の次に「又は第144条の3第1項（同法第1
 44条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第38条の14中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「がある
 ときは、その者」を加える。

第41条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第48条の3第1項中「課税資産の譲渡等」の次に「及び同項に規定する特定課税仕入れ」を加え、「すべて」を「全て」に改める。
 第101条第4項中「規定する学校」の次に「(以下この項において「学校」という。)

又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この項及び第109条第1項第3号において「幼保連携型認定こども園」という。)」を、「設置する学校」の次に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、「同項」を「第1項」に改める。

第109条第1項第3号中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加える。
 附則第18条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例(平成25年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「行う課税資産の譲渡等及び」を「行う課税資産の譲渡等(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号に規定する特定資産の譲渡等をいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに」に改め、「行った課税資産の譲渡等及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本県税条例第101条第4項及び第109条第1項の改正規定並びに

次項の規定

(2) 第1条中熊本県税条例第48条の3第1項の改正規定及び第2条の規定並びに附

則第6項の規定 平成27年10月1日

(3) 第1条中熊本県税条例第27条第2項及び第38条の14の改正規定並びに附則

第4項の規定 平成28年1月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第101条第4項及び第109条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第27条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第38条の14の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第3条第1項に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の熊本県税条例第3条第1項に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

5 新条例第41条及び附則第18条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第48条の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第4条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のもをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県消費者行政活性化基金条例（平成21年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第51号

熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例（昭和55年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」に、「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。